

6.庶務・安全管理に関すること

1.庶務

(1) ゴミ管理

ゴミは必ず分別し、各種ゴミをビニール袋に入れて、岩田屋本店・福岡三越それぞれの指定箇所に持参・収納してください。（※下記の一覧参照）

ゴミ集積所は共同で利用する施設のため、整理整頓・清潔保持に努めてください。

尚、ゴミ袋（中身の見える透明または半透明の袋）は各ショップにてご用意ください。

注意！【高圧ガス缶】

・岩田屋本店本館 1 階トラックバス、福岡三越 B2 トラックバス、久留米店 B2 トラックバスにて、

① ノズル先端を地面に押し当て残りのガスを出し切る。

② 穴あけ用ハサミで 1 か所、缶に穴をあける。

※お買場および厨房で絶対に行わないこと。

(2) 生ゴミと食品可燃ゴミの廃棄

生ゴミ及び食品可燃ゴミは、必ず指定ゴミ袋に入れ、生ゴミ庫に確実に収納してください。

福岡三越・・・ゴミ集積所にて各ショップで計量実施（予め計量器に初期登録の事）

※各厨房及びテナントから出る生ごみは確実に計量してください。

※生ゴミ用袋依頼は I M I F（内線 5300）、引取りはターミナル防災センター（内線 5350）にご依頼ください。

※計量器のレシートは各ショップで保管してください。

【補足事項】

i) 生ゴミ（調理クズ等）及び食品可燃ゴミは水切りを十分行い、それぞれに分けて指定ビニール袋に入れる。

※必ず袋にショップ名をご記入ください。

■生ゴミ

調理クズ（野菜・魚・肉類・卵殻・果物等）、残飯、鳥の骨、茶殻、コーヒーカス、その他これらに類するもの

※天かすは十分に冷やして生ゴミとして出してください。

■食品可燃ゴミ（＝生ゴミ以外）

汁物（味噌汁・スープ・カレー等）、ラップ、アルミホイル、ストロー、紙・プラカップ、ビニール類（水切り袋、ビニール紐等）、バラン、菓子類の包装紙、水切りネット、王冠、割箸、爪楊枝、濡れ・汚れ紙類（紙クズ・新聞紙等）、乾燥剤、発砲スチロール

ii) 「濡れていない・汚れていない・紙類」（紙クズ・新聞紙等）は、リサイクル紙ゴミ置場、「発砲スチロール」は専用置場に出してください。

岩田屋三越館内では定められた場所以外の喫煙を禁じています。

また、吸殻であっても定められた場所での廃棄は禁じられています。

（３）粗大ゴミ・不燃ゴミの廃棄

粗大ゴミ・不燃ゴミは、原則出すことはできません。

やむを得ず、岩田屋三越に廃棄を依頼する場合は、

内線 6151にご連絡ください。

（４）廃油の廃棄

内線 6151にご連絡ください。

※久留米店に関しては、別途案件事に説明いたします

岩田屋本店

NO	分別種類	具体的例	出し方	廃棄物置場	備考
1	ダンボール	段ボール	ガムテープなどを剥いでたたみ、指定された塵台車へ	各フロア塵台車	
2	リサイクルできる紙	OA紙・コピー用紙・手提げ袋・包装紙・紙包材	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各フロア塵台車	手提げ袋で持ち手の紐が紙以外の場合は、はずして捨てること
		新聞紙・カタログ・雑誌・書籍	まとめて指定された塵台車へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	
3	リサイクルできるビニール	透明なビニール	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各フロア塵台車	
4	可燃ゴミ	カーボン付き伝票類・シール台紙・汚れた紙類・各種ビニール袋・ビニール紐類等	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各フロア塵台車	
5	不燃ゴミ	ガラス類（飲料用ビン除く）・金属類（缶除く）・茶碗等の陶磁器類	食器類は洗い、袋を二重にし、指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	
6	ハンガー	プラスチックハンガー	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各フロア塵台車	
7	ペットボトル	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	各休憩所等の自販機飲料のペットボトル・空き缶・空きビンは、各休憩場等の専用BOXへ
8	空き缶	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	
9	空きビン	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	
10	純粋な生ゴミ	厨房から出る調理くず・残飯・売れ残りの商品	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階生ゴミ庫	事前にゴミ袋を購入してください
11	食品可燃ゴミ	濡れた・汚れた包材等リサイクル出来ない紙及びビニール・割りばし・おしぼり	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階生ゴミ庫	事前にゴミ袋を購入してください
12	発泡スチロール		ガムテープなどを剥いだ上、指定された廃棄物置場へ廃棄	本館1階ゴミ集積所	

福岡三越

NO	分別種類	具体的例	出し方	廃棄物置場	備考
1	ダンボール	段ボール	ガムテープなどを剥いでたたみ、指定された塵台車へ	B2階ゴミ集積所	
2	リサイクルできる紙	OA紙・コピー用紙・手提げ袋・包装紙・紙包材	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	B2階ゴミ集積所	手提げ袋で持ち手の紐が紙以外の場合は、はずして捨てること
		新聞紙・カタログ・雑誌・書籍	まとめて指定された塵台車へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
3	リサイクルできるビニール	透明なビニール	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
4	可燃ゴミ	カーボン付き伝票類・シール台紙・汚れた紙類・各種ビニール袋・ビニール紐類等	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
5	不燃ゴミ	ガラス類（飲料用ビン除く）・金属類（缶除く）・茶碗等の陶磁器類	食器類は洗い、袋を二重にし、指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
6	ハンガー	プラスチックハンガー	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
7	ペットボトル	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階ゴミ集積所	各休憩所等の自販機飲料のペットボトル・空き缶・空きビンは、各休憩場等の専用BOXへ
8	空き缶	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
9	空きビン	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階ゴミ集積所	
10	純粋な生ゴミ	厨房から出る調理くず・残飯・売れ残りの商品	ビニール袋にまとめて計量器で計量後、指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階生ゴミ庫	
11	食品可燃ゴミ	濡れた・汚れた包材等リサイクル出来ない紙及びビニール・割りばし・おしぼり	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階生ゴミ庫	
12	発泡スチロール		ガムテープなどを剥いだ上、指定された廃棄物置場へ廃棄	B2階ゴミ集積所	

久留米店

NO	分別種類	具体的例	出し方	廃棄物置場	備考
1	ダンボール	段ボール	ガムテープなどを剥いてたたみ、指定された塵台車へ	各従業員ELVホール集積所	
2	リサイクルできる紙	OA紙・コピー用紙・手提げ袋・包装紙・紙包材	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各従業員ELVホール集積所	手提げ袋で持ち手の紐が紙以外の場合は、はずして捨てること
		新聞紙・カタログ・雑誌・書籍	まとめて指定された塵台車へ廃棄	各従業員ELVホール集積所	
3	可燃ゴミ	カーボン付き伝票類・シール台紙・汚れた紙類・各種ビニール袋・ビニール紐類等	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各従業員ELVホール集積所	
4	不燃ゴミ	ガラス類（飲料用ビン除く）・金属類（缶除く）・茶碗等の陶磁器類	食器類は洗い、袋を二重にし、指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	
5	ハンガー	プラスチックハンガー	ビニール袋にまとめて指定された塵台車へ廃棄	各従業員ELVホール集積所	
6	ペットボトル	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	4・5階休憩所の自販機飲料のペットボトル・空き缶・空きビンは、各休憩場等の専用BOXへ
7	空き缶	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	
8	空きビン	飲料用・業務用	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	
9	純粋な生ゴミ	厨房から出る調理くず・残飯・売れ残りの商品	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	事前に事業所専用ゴミ袋を購入してください
10	食品可燃ゴミ	濡れた・汚れた包材等リサイクル出来ない紙及びビニール・割りばし・おしぼり	ビニール袋にまとめて指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	事前に事業所専用ゴミ袋を購入してください
11	発泡スチロール		ガムテープなどを剥いた上、指定された廃棄物置場へ廃棄	地下2階ゴミ集積所	

2.防災

（1）火災発生時の対応

各階ごとに自衛消防地区隊が組織され、その一員として訓練・有事において積極的に役割を担う義務を有します。

火災・煙・異臭を発見次第、直ちに防災センター（連絡先は下表参照）へ通報し、消火器等による初期消火を行うとともに、お客さまがパニックを起こさないよう冷静に行動し、お客さまを安全な避難口、避難階段へ誘導してください。また、周辺の消火器、排煙スイッチ、避難口および避難階段の場所や、自衛消防地区隊での役割を予めご確認しておいてください。

建屋	外線	内線
岩田屋本店 本館	092-734-4880	123
岩田屋本店 新館	092-734-4890	124
福岡三越	092-726-7559	5350
パークサイドビル	092-726-7557	4302
岩田屋久留米店	0942-39-7860	3319

※フロア自衛消防隊員の指示に従い、シャッター降下・避難誘導・検索・救護・その他の任務にあってください。

※避難する際は、ショップ内の POS に施錠する等、貴重品の保全を行ってください。

※消防署への連絡は防災センターから行うため、直接消防署に連絡しないでください。

防災マニュアル火災編

https://www.iwataya-mitsukoshi.mistore.jp/content/dam/isetan_mitsukoshi/site/iwataya-mitsukoshi/employee_only/pdf/work/20240227_02.pdf



(2) 地震発生時の対応

①揺れる前

大きな揺れが発生すると予測された場合、緊急地震速報が館内に放送されますので、「安全な場所で頭を守って身をかがめてください。」とお客さまに大きな声でお知らせしてください。

②大きな揺れの最中

「落ち着いてください。この建物は安全です。」「エレベータ・エスカレータは使用できません。」とお客さまに大きな声でお知らせし、安全確保とパニック防止に努めてください。

③揺れが収まった後

飲食店では厨房内の火器の使用を停止し、電熱機器のスイッチ停止やガスの遮断スイッチを押してください。

スタッフは自衛消防体制となり、各自の任務に従い行動してください。余震の可能性を考慮しフロア内で最寄りの安全な場所にお客さまを集め、避難開始の放送指示まで待機していただきます。

その間、お客さまに寄り添い、目配り・気配り・お声かけを絶やさず、パニックを引き起こさないよう努めてください。

防災マニュアル地震編

https://www.iwataya-mitsukoshi.mistore.jp/content/dam/isetan_mitsukoshi/site/iwataya-mitsukoshi/employee_only/pdf/work/20240227_01.pdf



(3) 防火管理体制

各ショップは岩田屋三越の定める防火管理体制に従い、以下の事項をお願いいたします。

- ① 消防計画に基づき、各階ごとに「自衛消防地区隊」を編成するためショップスタッフは自衛消防地区隊の一員となり、消防活動の役割を指名された場合は必ずこれに協力する義務を有します。

※防災マニュアル（火災編参照）

通報連絡班 ・ ・ 防災センターへの火災通報連絡及び状況報告を行う。

避難誘導班 ・ ・ 避難口から最終避難階（１F）への誘導を行う。

逃げ遅れ者および傷病者の発見とその救出・誘導を行う。

初期消火班 ・ ・ 消火器による初期消火と屋内消火栓による消火を行う。

※屋内消火栓は岩田屋本店本館・新館にはありません。

安全防護班 ・ ・ 煙の広がりや延焼拡大防止のため、エスカレーター周りシャッター・防火扉の閉鎖を行う。

エレベーター利用を阻止する。

救出救護班 ・ ・ 傷病者等の搬出救助を行う。

- ② 階層別消防訓練（適時）、地震避難訓練（年２回）に参加する義務を要します。
- ③ ショップ内には岩田屋三越が消火器を必要に応じて設置し、法定点検を実施します。
- ④ 喫煙休憩所以外での喫煙を固く禁止します。

(4) ショップ内の安全管理の徹底

ショップ内においては、お客さま・スタッフの安全が確保されるよう十分に注意してください。

以下の行為は禁止します。

・ 什器、電気器具、加熱機器、ガス・灯油消費機器、裸火等の無断使用、認められない場所への移動
特に加熱機器、ガス・灯油消費機器、扇風機、暖房器具等は次の（５）に必ず従ってください。

・ 転倒につながるようなむき出し状態の配線

・ 商品の高積み禁止

・ けがにつながる什器破損の放置

(5) 電気器具や熱を発する器具使用時の注意事項

これらの器具をショップで使用する場合には、事前に「火気使用申請書」に必要事項を記入して、使用開始日の１４日前までにマネージャーにお申し出ください。

許可が下りたら、以下の点に注意して使用してください。

・ 許可されたコンセント以外は使用しないこと（許容電流オーバーによる出火防止）

・ 発熱部分にお客さまが容易に触れないようにし、可燃性の素材を近づけないこと

・ スイッチの切り忘れに注意すること

・ 退勤時に原則該当器具（火気物）を店頭前通路に提示する

- ・退勤時は所定の点検票を各館の警備室へ提出すること

(6) 防災設備への障害

消防法により、スプリンクラー、防火扉、避難口、避難通路、消火栓、防火シャッター、非常警報装置等の施設周辺に、機能の妨げとなるような物品等の設置、放置は消防法により禁じられています。なお、ショップ区画内であっても、同様に固く禁じられています。

(7) 消防導線・消火栓がショップ区画内にある場合

ショップ区画内であっても、消防法により避難口、消防導線、消火栓前に物品等を置くことは禁じられています。

(8) 後方通路等への荷物放置禁止

避難の妨げとなりますので、許可されていない場所への物品の放置は厳禁です。

(9) 各災害情報について

気象情報・交通情報について以下を参考にし、皆さまでも情報把握ください。

福岡県防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=offices&area_code=400000&pattern=default

福岡県気象概況

https://www.jma.go.jp/bosai/information/#area_type=offices&area_code=400000&format=table&offices_page=0

福岡県特別警報・警報注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=400000&lang=ja

九州交通機関情報

<http://www.norimono-info.com/>

3.防犯

(1) 犯罪発生時の対応

① 万引きの状況を見たとき

ショップ区画外へ立ち去ろうとしたときに、可能な範囲でレジをご案内してください。また、スタッフ同士連携して、警備担当 福岡三越内線4215・4216・岩田屋内線234・4555 へ連絡してください

※久留米店は、内線 3310 に連絡してください。

注意！ 憶測のみで声をかけて誤りだった場合、大きなトラブルになることがあります。

決して無理をしないでください。

② 商品が盗難にあったとき

担当マネージャーへ連絡してください。保安担当者と連携し、状況確認を行った後、ショップで警察へ被害届を出していただきます。

③ お客さまが置き引きやスリの被害にあわれたとき

担当マネージャーへ連絡してください。保安担当者と連携し、状況確認を行った後、お客さまご本人で警察へ被害届を出していただきます。

④ スタッフの持ち物が盗難にあったとき

担当マネージャーへ連絡してください。保安担当者と連携し、状況確認を行った後、スタッフ本人で警察へ被害届を出していただきます

(2) 不審者への対応

保安担当福岡三越内線4215・4216・岩田屋内線234・4555 連絡し、担当マネージャーにも連絡してください。

※久留米店は、内線 3310 に連絡してください。

(3) ショップの防犯対策

以下の事項を実践することで、盗難等の被害を未然に防ぐことにつながります。

- ・お客さまの目を見てご挨拶する
- ・ショップの死角を作らない
- ・お客さまの所持品はお客さま自身で管理していただく。お預りは絶対にNG。
- ・接客中可能な限りお客さまの所持品にスタッフが注意を払いお声をかける。
- ・不要な私物をショップに持ち込まない
- ・ショップに私物用のスペースを設ける場合は、施錠管理を行う。

(4) 鍵の管理

ショップ入口並びにショップ内にストックや事務所を設け扉を設置し、施錠管理する場合は防火・防災上の観点から営業部を通じ各店の IMIF へ鍵の予備を預けてください。その鍵は IMIF から各建物の防災センターへ預け有事の際のみ使用いたします。